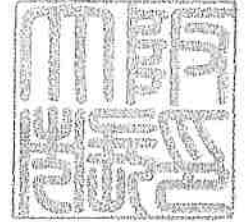


非 公 開 決 定 通 知 書

大 I R 推 第 61 号
令 和 4 年 12 月 2 日

山 田 明 様

大 阪 市 長 松 井 一 郎



令 和 4 年 10 月 19 日 付 け の 公 開 請 求 に つ い て 、 大 阪 市 情 報 公 開 条 例 第 10 条 第 2 項 の 規 定 に
よ り 、 次 の と お り 公 文 書 の 全 部 を 公 開 し な い こ と を 決 定 し た の で 通 知 し ま す 。

公 文 書 の 件 名	大 阪 ・ 夢 洲 地 区 特 定 複 合 観 光 施 設 区 域 整 備 等 基 本 協 定 書 第 14 条 に 基 づ く 大 阪 府 、 大 阪 市 及 び 大 阪 I R 株 式 有 限 公 司 の 基 本 合 意 の 別 紙 1 乃 至 5
公 開 し な い 理 由	裏 面 の と お り
担 当	I R 推 進 局 推 進 課 調 整 グ ル ー プ (電 話 番 号 06-6210-9235)
備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<公開しない理由>

大阪市情報公開条例第7条第2号に該当

(説明)

本件公文書は、大阪府、大阪市（以下「大阪府・市」という。）及び大阪IR株式会社（以下「SPC」という。）が取りまとめた「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」（以下「大阪IR事業」という。）を行うための協議途中段階の協定案等であり、SPCの経営戦略に関わる情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。

大阪市情報公開条例第7条第4号に該当

(説明)

本件公文書は、大阪府・市及びSPCが取りまとめた大阪IR事業を行うための協議途中段階の協定案等であり、大阪府・市及びSPC間、また、大阪府・市間での協議又は検討等により内容が変動する可能性のある、契約締結前の意思形成過程の情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、また、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ等があるため。

大阪市情報公開条例第7条第5号に該当

(説明)

本件公文書は、大阪府・市及びSPCが取りまとめた大阪IR事業を行うための協議途中段階の協定案等であり、今後のSPCとの契約、交渉等の事務に関する情報であって、公にすることにより、本市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。また、IRは、その推進・実現をめざす他都市との間で競争関係にあり、そのような状況の中で、本件公文書を公にすることは、本市の競争上の地位を害するおそれがあり、IR関係事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

部分公開決定通知書

大IR推第60号
令和4年12月2日

山田 明 様

大阪市長 松井 一郎



令和4年10月19日付けの公開請求について、大阪市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

公文書の件名	大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書第14条に基づく大阪府、大阪市及び大阪IR株式会社の基本合意（別紙1乃至5を除く。）
公開の日時	別途電子メールにより送信します。
公開の場所	別途電子メールにより送信します。
公開の実施方法	文書の写しの交付
公開しないこととした部分	裏面のとおり
上記の部分 を公開しない理由	裏面のとおり
担 当	IR推進局 推進課 調整グループ（電話番号 06-6210-9235）
備 考	

注1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

<公開しないこととした部分>

法人代表者の印影

<上記の部分を公開しない理由>

大阪市情報公開条例第7条第2号に該当

(説明)

本件公文書に記載された法人代表者の印影は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造あるいは転用のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

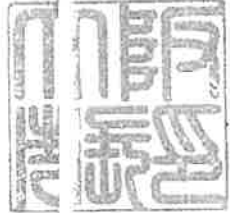


基本合意

大阪府（以下「府」という。）及び大阪市（以下「市」という。）並びに大阪 I R 株式会社（以下「SPC」という。）は、2022年2月15日付けで府、市及びSPCとの間で締結した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書」第14条に基づき、以下に記載する別紙の内容について基本合意するものとします。

- 別紙1：大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等 実施協定書（案）
- 別紙2：大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業 事業用定期借地権設定契約書（案）
- 別紙3：大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の立地及び整備に関する協定（案）
- 別紙4：大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の立地及び整備に係る土地使用等に関する協定（案）
- 別紙5：継続協議事項

以上、本基本合意の成立を証するため、本書3通を作成し各当事者それぞれ1通を保有する。



2022年 4月 26日

府：大阪府

代表者 大阪府知事 吉村 洋文



市：大阪市

代表者 大阪市長 松井 一郎



SPC：大阪 I R 株式会社

代表取締役 エドワード・パウワーズ

代表取締役 高橋 豊典

